



長野労発基0704第4号
令和元年7月4日

一般社団法人長野県資源循環保全協会
会長 殿

厚生労働省長野労働局長



「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について

標記については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の2等により対策を進めているところですが、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が昨年7月25日に公布され、本年1月24日より順次施行されているところです。

今般、改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）及び労働安全衛生法第68条の2により事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業場における受動喫煙防止対策の一層の推進が図られることを目的とした「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が別添のとおり策定されました。

つきましては、貴団体におかれましては、本ガイドラインの趣旨を御理解いただき、会員事業者に対する周知をお願い申し上げます。

なお、平成27年5月15日付け基安発0515第1号「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」は令和元年7月1日をもって廃止されたことを申し添えます。